

=====公布された規則のあらまし=====

鳥取県行政組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

海上での各種調査、試験等を機動的かつ効率的に行うため、水産試験場沿岸漁業部の内部組織として試験船おしどりを置く。

2 規則の概要

- (1) 水産試験場沿岸漁業部に試験船おしどりを置き、部の事務を分掌させる。
- (2) 施行期日は、平成22年12月1日とする。